



# 愛媛県報

平成16年 4月16日金曜日 第1550号外 1

発 行 愛 媛 県

印 刷 岡田印刷株式会社

### ◇ 目 次 ◇

#### 監 査 公 表

消防学校、健康増進センター、病虫害防除所、畜産試験場、食肉衛生検査センター、農業試験場、花き総合指導センター、えひめ学園、新居浜高等技術専門学校、今治高等技術専門学校、大阪事務所、東京事務所、養鶏試験場、繊維産業試験場、東予児童相談所、身体障害者更生相談所、動物愛護センター…………… 1

松山工業高等学校、松山商業高等学校、大洲高等学校、大洲農業高等学校、川之石高等学校、三崎高等学校、宇和高等学校、野村高等学校、松山聾学校、宇和聾学校、第一養護学校、第二養護学校、第三養護学校、美術館、図書館、博物館、歴史民俗資料館、内子高等学校、長浜高等学校、北条高等学校、松山盲学校、東温高等学校、松山中央高等学校、松山西高等学校（松山西中学校を含む。）、松山北高等学校、松山南高等学校、松山東高等学校、八幡浜教育事務所、八幡浜工業高等学校、八幡浜高等学校、三瓶高等学校、宇和養護学校、歴史文化博物館、三島高等学校、土居高等学校、新居浜東高等学校、新居浜西高等学校、新居浜商業高等学校、西条高等学校、小松高等学校、東予高等学校、丹原高等学校、今治西高等学校、今治南高等学校、今治北高等学校、新居浜工業高等学校、新居浜南高等学校、今治養護学校、今治東高等学校（今治東中学校を含む。）、今治工業高等学校、今治教育事務所、総合科学博物館、西条教育事務所、西条農業高等学校…………… 1

松山南警察署、八幡浜警察署、野村警察署、大洲警察署、内子警察署、宇和警察署、西条警察署、東予警察署、新居浜警察署、今治警察署…………… 2

監査結果に基づく措置の公表（3件）…………… 2

#### 監 査 公 表

### ○公表第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、監査の結果を次のとおり公表する。

平成16年 4月16日

愛媛県監査委員 小 川 一 雄  
 同 吉 久 宏  
 同 柳 澤 正 三  
 同 西 原 進 平

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
消 防 学 校	平成16年 1月 7日
健 康 増 進 セ ン タ ー	”
病 害 虫 防 除 所	”
畜 産 試 験 場	平成16年 1月 9日
食 肉 衛 生 検 査 セ ン タ ー	”
農 業 試 験 場	平成16年 1月27日
花 き 総 合 指 導 セ ン タ ー	平成16年 1月29日
え ひ め 学 園	平成16年 2月 4日

新 居 浜 高 等 技 術 専 門 校	”
今 治 高 等 技 術 専 門 校	”
大 阪 事 務 所	平成16年 2月 6日
東 京 事 務 所	”
養 鶏 試 験 場	平成16年 2月17日
繊 維 産 業 試 験 場	平成16年 2月18日
東 予 児 童 相 談 所	平成16年 2月20日
身 体 障 害 者 更 生 相 談 所	平成16年 3月24日
動 物 愛 護 セ ン タ ー	”

#### （監査の結果）

平成15年度における予算の執行その他について、それぞれ監査を実施したところ、おおむね良好であったが、一部の機関において次の事項が認められた。

児童福祉施設入所措置費負担金については、適期収入に留意するとともに滞納繰越分の整理についてもなお一層の努力が望まれる。

（東予児童相談所）

### ○公表第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、監査の結果を次のとおり公表する。

平成16年 4月16日

愛媛県監査委員 小 川 一 雄  
 同 吉 久 宏  
 同 柳 澤 正 三  
 同 西 原 進 平

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
松 山 工 業 高 等 学 校	平成16年 1月 7日
松 山 商 業 高 等 学 校	”
大 洲 高 等 学 校	”
大 洲 農 業 高 等 学 校	”
川 之 石 高 等 学 校	”
三 崎 高 等 学 校	”
宇 和 高 等 学 校	”
野 村 高 等 学 校	”
松 山 聾 学 校	”
宇 和 聾 学 校	”
第 一 養 護 学 校	”
第 二 養 護 学 校	”
第 三 養 護 学 校	”
美 術 館	平成16年 1月 8日
図 書 館	”
博 物 館	”

歴史民俗資料館	〃
内子高等学校	平成16年1月9日
長浜高等学校	〃
北条高等学校	平成16年1月27日
松山盲学校	〃
東温高等学校	平成16年1月29日
松山中央高等学校	〃
松山西高等学校 (松山西中学校を含む。)	平成16年1月30日
松山北高等学校	〃
松山南高等学校	〃
松山東高等学校	〃
八幡浜教育事務所	平成16年2月2日
八幡浜工業高等学校	〃
八幡浜高等学校	〃
三瓶高等学校	平成16年2月3日
宇和養護学校	〃
歴史文化博物館	〃
三島高等学校	平成16年2月4日
土居高等学校	〃
新居浜東高等学校	〃
新居浜西高等学校	〃
新居浜商業高等学校	〃
西条高等学校	〃
小松高等学校	〃
東予高等学校	〃
丹原高等学校	〃
今治西高等学校	〃
今治南高等学校	〃
今治北高等学校	〃
新居浜工業高等学校	平成16年2月13日
新居浜南高等学校	〃
今治養護学校	平成16年2月17日
今治東高等学校 (今治東中学校を含む。)	〃
今治工業高等学校	平成16年2月18日
今治教育事務所	〃
総合科学博物館	平成16年2月20日
西条教育事務所	〃
西条農業高等学校	〃

(監査の結果)

平成15年度における予算の執行その他について、それぞれ監査を実施したところ、おおむね良好と認められた。

○公表第8号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第9項の規定により、監査の結果を次のとおり公表する。

平成16年4月16日

愛媛県監査委員 小川 一 雄  
同 吉 久 宏  
同 柳 澤 正 三  
同 西 原 進 平

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
松 山 南 警 察 署	平成16年1月7日
八 幡 浜 警 察 署	〃
野 村 警 察 署	〃
大 洲 警 察 署	平成16年1月9日
内 子 警 察 署	〃
宇 和 警 察 署	平成16年2月3日
西 条 警 察 署	平成16年2月4日
東 予 警 察 署	〃
新 居 浜 警 察 署	平成16年2月13日
今 治 警 察 署	平成16年2月18日

(監査の結果)

平成15年度における予算の執行その他について、それぞれ監査を実施したところ、おおむね良好と認められた。

○公表第9号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成16年4月16日

愛媛県監査委員 小川 一 雄  
同 吉 久 宏  
同 柳 澤 正 三  
同 西 原 進 平

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
東 予 児 童 相 談 所	平成15年2月7日
中 央 児 童 相 談 所	平成15年4月24日
南 予 児 童 相 談 所	平成15年5月6日

(監査の結果)

- 1 児童福祉施設入所措置費負担金については、適期収入に留意するとともに滞納繰越分の整理についてもなお一層の努力が望まれる。  
(東予児童相談所)
- 2 児童福祉施設入所措置費負担金については、適期収入に留意するとともに滞納繰越分の整理についても一層の努力が望まれる。  
(中央児童相談所)  
(南予児童相談所)

(措置の内容)

- 1 東予児童相談所  
児童福祉施設入所措置費負担金については、保護者等に対して、措置の際に負担金の制度を十分説明するなどして、適期収入に努めました。

特に、平成15年度からは、新たに制定した「児童福祉施設入所負担金徴収マニュアル」に基づき、年3回の催告書の送付や徴収検討会議を12月に開催し、未納者リストを作成のうえ、未納者に

対し督促を実施するなどしました。

その結果、平成15年度における滞納繰越分の納入は、平成16年1月末現在で56件・206,060円であり、前年度同期と比べ31件・111,860円増となりました。

今後とも、負担金の適期収入に留意するとともに、滞納繰越分については、保護者との連絡を密にするなど収入の確保に一層努めます。

2 中央児童相談所

児童福祉施設入所措置費負担金については、保護者等に対して、措置の際に負担金の制度を十分説明するなどして、適期収入に努めました。

特に、平成15年度からは、新たに制定した「児童福祉施設入所負担金徴収マニュアル」に基づき、平成15年10月に徴収検討会議を開催し、所内に滞納整理班を設け、個人別滞納整理表の作成により世帯状況を整理するとともに、同年12月には収入のある者への一斉電話督促を、平成16年1月には世帯訪問を実施しました。

平成16年1月末現在では、滞納繰越分は、80件・1,706,770円の納入に留まっておりますが、今後、滞納整理の効果が期待できるものと考えております。

今後とも、負担金の適期収入に留意するとともに、滞納繰越分については、保護者との連絡を密にするなど収入の確保に一層努めます。

3 南予児童相談所

児童福祉施設入所措置費負担金については、保護者等に対して、措置の際に負担金の制度を十分説明するなどして適期収入に努めました。

特に、平成15年度からは、新たに制定した「児童福祉施設入所負担金徴収マニュアル」に基づき、平成15年10月、平成16年1月に徴収検討会議を開催のうえ、未納者リストを作成し、世帯状況の把握、適切な徴収の方法などを検討し、督促を実施しました。

その結果、平成15年度における滞納繰越分の納入は、平成16年1月末現在で74件・988,140円であり、前年度同期と比べ43件・209,620円増となりました。

今後とも、負担金の適期収入に留意するとともに、滞納繰越分については、保護者との連絡を密にするなど収入の確保に一層努めます。

た。

今後は、設計図書チェックリストを作成し、各審査段階でのチェック項目を明確化し、審査体制の更なる強化を図り、再発防止に努める。

○公表第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成16年4月16日

愛媛県監査委員 小川 一 雄  
同 吉 久 宏  
同 柳 澤 正 三  
同 西 原 進 平

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
建 築 住 宅 課	平成15年10月9日
( 監 査 の 結 果 )	
住宅貸付損害金については、適期収入に留意するとともに滞納繰越分の整理についてもなお一層の努力が望まれる。	
( 措 置 の 内 容 )	
住宅貸付損害金の滞納者に対しては、催告により未収金の回収に努力した。平成15年度においても、引き続き鋭意努力しているところである。	
また、滞納者のうち行方不明の者については、引き続き追跡調査を行い、収入の確保に努めることとしている。	

○公表第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成16年4月16日

愛媛県監査委員 小川 一 雄  
同 吉 久 宏  
同 柳 澤 正 三  
同 西 原 進 平

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
西条地方局伊予三島土木事務所	平成15年8月18日
( 監 査 の 結 果 )	
生活道路改良整備工事（⑬宇道改第6号の6）において、軽量盛土工の設計積算に留意を要するものが認められた。	
( 措 置 の 内 容 )	
生活道路改良整備工事の設計積算については、積算基準等に留意し設計積算を行い、内容を審査し、適正な設計図書作成に努めてき	

